

平成17年6月8日

回折構造生物第169委員会委員の皆様

第44回運営委員会において若手研究者支援のための旅費援助ルールが全員一致で下記のように承認されました。どうぞご利用下さい。

若手の年齢制限を敢えて入れなかったのは堅苦しいルールにしないためで、推薦する委員の判断に任せてあります。6月23日の研究会から利用出来ますので坂部知平まで申し込んでください。

記

若手研究者支援のための旅費援助ルール

1. 本委員会委員の推薦により、委員長は院生を含む若手研究員が本委員会の研究会に出席する場合、その旅費を支給することが出来る。但し、知的所有権などが絡むなど、秘密会にする必要がある場合は委員以外の出席は不可能であるから旅費の支給も行わない。
2. このための予算額は年間30万円とする。この額を超えた場合は原則として旅費の支給は行わない。但し特別の理由があり、その理由が運営委員会で認められた場合は例外として旅費の支給を行う。
3. 学生・院生等は委員長からの要請がない限り、総会には出席できない。

付記:本委員会委員がe-mail等で委員長に被推薦者の氏名、身分、極簡単な推薦理由等を書いて申し込む。

第169委員会委員長・坂部知平